○一般国道２８４号改築工事（岩手県一関市字沢地内）に係る事業認定理由

平成１５年８月５日に岩手県より申請のあった一般国道２８４号改築工事（岩手県一関市字沢地内）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

１　土地収用法第２０条第１号の要件への適合性について

本件事業は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する工事であり、土地収用法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第２０条第１号の要件を充足すると判断される。

２　土地収用法第２０条第２号の要件への適合性について

本件事業は、一般国道２８４号（以下「本路線」という。）における岩手県一関市滝沢字鶴ヶ沢地内から同県同市字沢地内までの延長２，１８０ｍの区間（以下「本件区間」という。）に係る改築事業であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和３９年法律第１６３号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道でなかったことから、本件事業は、改正法附則第３項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、道路法第１３条第１項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行なう」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和３３年政令第１６４号）による指定を受けていないことから、岩手県が管理を行なうものである。

よって、岩手県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第２０条第２号の要件を充足すると判断される。

３　土地収用法第２０条第３号の要件への適合性について

（１）申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る現道の幅員狭小を解消し、安全かつ円滑な交通確保を目的とする、道路構造令（昭和４５年政令第３２０号）第３種第２級の規格に基づく延長２，１８０ｍの４車線道路を建設する道路拡幅事業である。

本路線は、岩手県三陸地方の拠点都市である陸前高田市と、岩手県内陸南部の文化・産業の中心都市である一関市とを結ぶ幹線道路であり、本路線沿線地域においては、工業団地の分譲が予定されていることや、住宅団地の分譲戸数の増加が予想されていることから、地域の発展及び交通需要の増大が見込まれる地域となっている。

本件区間に係る現道は、車道幅員が５．５ｍと狭小な２車線であり、大型車両の交

互通行に支障をきたしており、その結果、慢性的な交通渋滞が随所で発生している。平成１１年度道路交通センサスによると、本件区間に係る調査地点（一関市新大町地点）の交通量は１７，４６１台／１２時間にのぼり、混雑度は１．６３となっている。

また、本件区間に係る現道は、歩道と車道の区別のない混合交通の箇所が存し、その前後区間に比して交通事故の発生が多く、安全かつ円滑な交通が阻害されている状況にある。

このような交通状況に対処するため、本件事業が計画されたものであり、本件事業の施行により、本件事業地周辺の一関東工業団地や真柴・真柴第２工業団地などの大規模工業団地地域における、産業・物流を支える幹線道路として陸上輸送力が増強され、所要時間の短縮等が図られるとともに、本件事業地周辺の関ヶ丘住宅団地、中田住宅団地等と一関市中心市街地を結ぶ住民の生活道路としての安全性が確保され、本件事業地で多発している事故の防止に寄与するものと認められる。

なお、本件事業は、昭和２４年３月３１日に都市計画決定し、平成３年３月１日に都市計画変更された事業であり、事業計画の基本的内容は当該都市計画と整合しているものである。

以上のとおり、本件事業の施行により、得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

（２）申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は一般国道の改築事業であり、延長が２，１８０ｍであることから、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）及び岩手県環境影響評価条例（平成１０年条例第４２号）により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。

しかしながら、起業者は、岩手県自然環境保全指針に基づき、動植物調査を実施しており、本件事業地内において、いわゆる「レッドデータブック」（環境庁編集）で絶滅危惧種とされている貴重な動植物は確認されていない。また、起業者は、岩手県自然環境保全指針において、岩手県内を保全区分ＡからＥランクまでの５段階に分類しており、本件事業地周辺はＤランク（比較的人為性が強いと判断される地域）に位置付けられていることから、動植物等への影響は小さいと判断できる。また、起業者は本体工事施工時に、低騒音型、排出ガス対策型建設機械を使用し、騒音・排出ガスを抑制する対策を講じていること等から、生活環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

さらに、埋蔵文化財包蔵地の存否について、起業者が岩手県教育委員会に確認調査を依頼したところ、同委員会から本件事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

以上を勘案すれば､本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）申請事業を早期に施行する必要性

本件区間に対応する現道は、幅員狭小で、歩道と車道の区分のない混合交通箇所が存することから、車両及び歩行者等の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、その前後区間に比して交通事故の発生が多いことから、できるだけ早期に交通の安全を確保する必要があるものと認められる。また、本件区間は、一関市周辺地域の経済活動を支える幹線道路であることから、本件区間の存する一関市長から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上を踏まえると、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等の規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

（３）収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第２０条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

１から４までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第２０条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第２０条の規定に基づき、事業の認定をするものである。